

明石市循環型社会形成推進地域計画（第2期）

作成日	令和6年11月27日
-----	------------

変更日	
-----	--

1 計画の基本的な事項

（1）基礎情報

ア．対象地域

構成市町村等	明石市						
地域内総人口（人）	306,453人（令和6年10月1日現在）						
地域総面積（km ² ）	49.41km ²						
地域の要件	人口						
離島、豪雪、山村、半島、 過疎地域に該当がある市町 村名							
地域の要件がその他の場合 は 具体的に記載							
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況							
組合名称 （設立（予定）年月日）							
組合を構成する市町村							
組合設立に関する、 今後の見通し							

イ．計画期間

開始年月日	令和7年4月1日
終了年月日	令和13年3月31日
計画期間※	6年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

（２）対象地域における取組みに関する事項

ア．ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

平成11年に策定された兵庫県ごみ処理広域化計画では、明石市はごみ処理を単独で実施するとされていた。その後、兵庫県ごみ処理広域化計画は、平成30年に兵庫県廃棄物処理計画に統合され、令和6年には、ひょうご循環社会ビジョンと統合した兵庫県資源循環推進計画となっている。このなかでは、効率的な資源循環のために必要な廃棄物量及び、各市町等が保有する施設の稼働状況、更新時期を勘案しながら、兵庫県ごみ処理広域化計画で設定したごみ処理ブロックを参考にしつつ、県及び市町で、ごみ処理に止まらず資源循環の観点を加え、広域化の枠組みとその実現可能性を検討することとされている。

本市の場合、広域化は隣接する神戸市、稲美町、加古川市、播磨町が対象となる。新ごみ処理施設整備にかかる検討においては、これら隣接市町との広域化について検討を行ったところ、神戸市については、市内施設の集約化を行い平成 29 年度に新たなごみ処理施設の供用を開始したところであり、稲美町、加古川市、播磨町については、既に、高砂市を含めた広域化により施設整備事業を進めていたことから、広域化が困難な状況であった。このため、本市の新ごみ処理施設においては、引き続き、市単独による処理を行うこととする。

確認した都道府県の 広域化・集約化計画の名称	兵庫県資源循環推進計画
---------------------------	-------------

イ．プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	
	実施年度	
	実施方法	
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施予定の場合	予定地域	明石市
	予定年度	令和13年度
	予定方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	今後、他都市事例を参考にするなど、ごみ分別時の市民負担や再商品化にかかるコストの情報収集等を行い、具体的な実施方法を検討する。
実施しない（予定）地域		
プラ要件化対象事業の実施		
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	③有料化は導入していない
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	新ごみ処理施設整備に向けたごみ減量施策による施設規模縮小については、有料化導入を含め効果的な手法について検討してきたが、本市では、指定袋制の導入等を優先実施していくこととする。有料化については、更なるごみの減量化やごみ処理経費の負担の公平化、近隣他都市の状況等を勘案し検討を行う。

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市（計画の名称）	明石市災害廃棄物処理計画
未策定の構成市（策定予定時期）	
備考	災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を構築する。 【仮置場】一定規模以上のものを対象に候補地を選定、リスト化し、災害状況に合わせて適切な候補地に仮置場を設置する。 【最終処分場】自区内処分場を候補地とする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

（1）一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和5年度	令和13年度	現状比
①総人口（人）		306,610	304,035	-0.8%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	29,731	27,176	-8.6%
	③生活系ごみ排出量（トン）	58,782	55,057	-6.3%
	④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	483	457	-5.4%
	その他排出量（トン）	3,344	5,261	57.3%
	⑤総排出量（トン）	91,857	87,494	-4.7%
	⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	819	786	-4.0%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	7,817	9,423	20.5%
	総排出量に占める総資源化量の割合	9%	11%	
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	12,687	13,223	4.2%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	14%	15%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	31,597	33,060	
	年間の熱利用量（GJ）	5,021	5,839	
特記事項	・その他排出量には集団回収量を含む。 ・焼却施設では、熱回収した蒸気を用いて、場内施設への熱供給利用及び発電を行い、場内電力を賄うとともに余剰電力については、民間電力会社に売却している。			

※ 別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

《用語の定義》 下記のとおり表1で用いる用語の定義を行う。

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕
※事業系・生活系それぞれで記載。

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量） $\times 10^6$ /総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②＋③＋⑤の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤ $\times 10^6$ /総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量＋生活系の資源ごみの量＋集団回収量等の和〔単位：トン〕

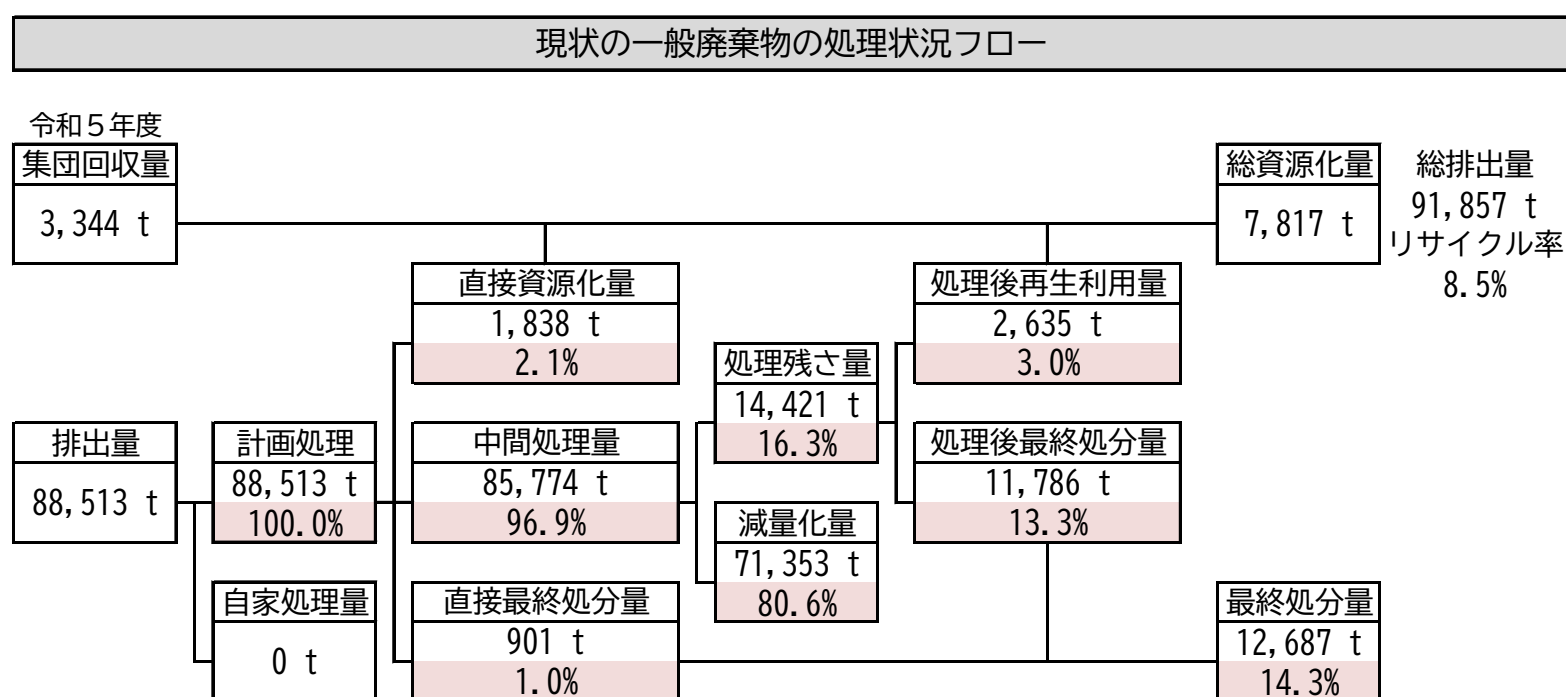
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

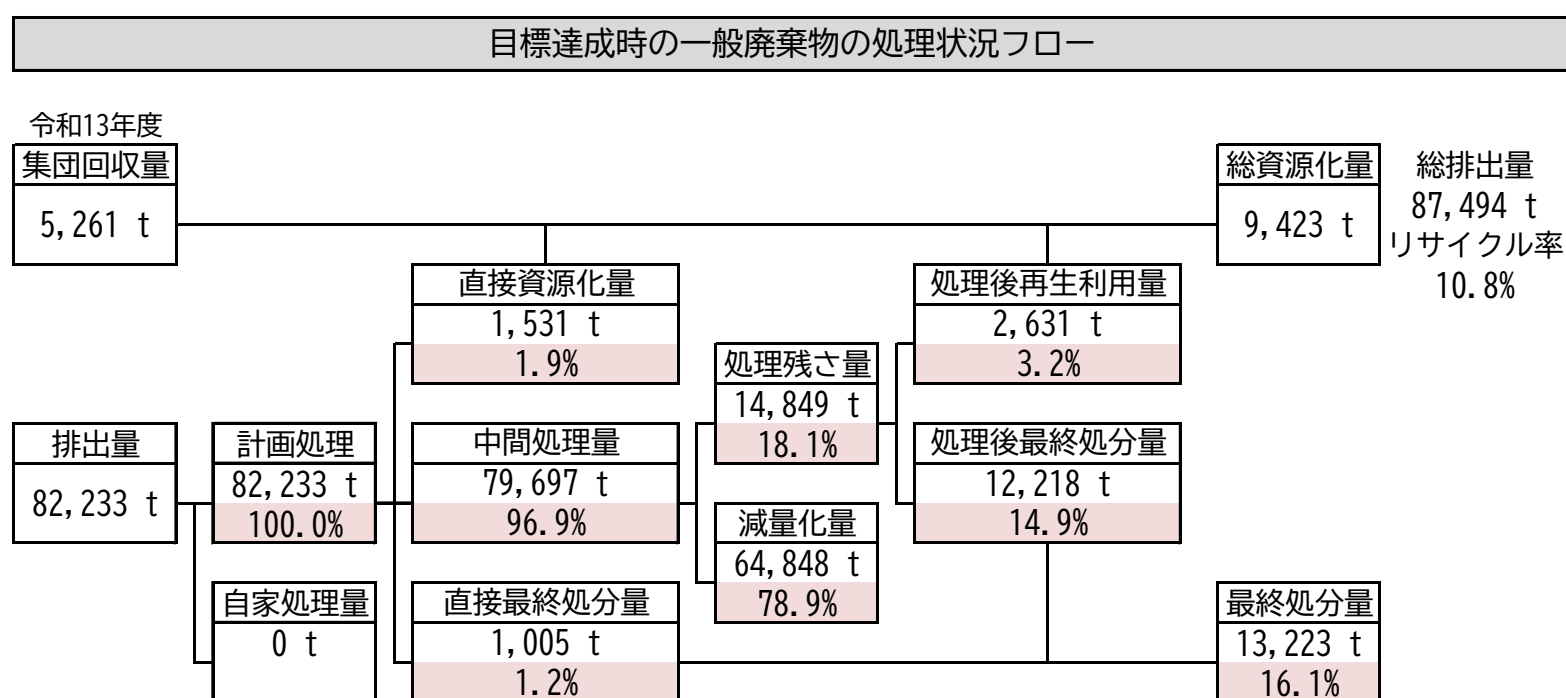
予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものがある場合はその理由を記載

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

（１）処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表２のとおりである。
家庭から排出されるごみのうち、燃やせるごみ、一斉清掃ごみ（可燃性）及び破碎選別施設からの可燃物については、焼却施設において焼却処理を行い、発生した熱を利用して発電を行っている。
また、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び一斉清掃ごみ（不燃性）については、破碎選別施設において破碎選別処理を行っている。
焼却施設は、平成11(1999)年４月の稼働開始から25年が経過しているが、計画的な点検補修を行い、安定的な稼働に努めている。
しかしながら、経年による老朽化が進んでいる状況に加えて、ごみ量の減少などから、ごみ量に対する焼却規模が非効率であるため、新ごみ処理施設（焼却施設）では効率的な運転に併せてエネルギーの回収を行う。
破碎選別施設についても、焼却施設同様に平成11(1999)年４月の稼働から25年が経過しており、計画的な点検補修を行い、安定的な稼働に努めているところであるが、焼却施設同様に経年に伴う老朽化が進んでいる状況であり、新ごみ処理施設（資源リサイクル施設）では、プラスチック資源の分別収集及び再資源化により、更なる資源化率の向上をめざす。

イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の区分は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に区分し、燃やせないごみは、破碎処理工程において、再資源化が可能なごみや可燃ごみに選別し、処理を行っている。
また、事業用に供される部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物、店舗面積が1,000㎡超の小売店舗の所有者または占有者に対し、減量計画書・実績報告書及び管理責任者選任届出書の提出を条例で定めている。
対象事業主には計画書等の提出を求めるとともに、必要に応じた事業所への立入検査により、ごみの適正排出や減量化に向けた指導等の取り組みを引き続き実施する。

ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

明石市では、現在、一般廃棄物処理施設で一般廃棄物と併せて条例で規定された産業廃棄物の処理・処分を行っており、今後、新ごみ処理施設においても条例で規定した品目については受け入れていく方針とする。
ただし、施設では、現在実施している受入品目の厳選や、他地域からの持込の完全排除などを強化し、更なる徹底した管理体制の構築を目指すこととする。
また、排出事業者に対しては、搬入を許可した品目について周知徹底を図るとともに、搬入時における受入基準等を遵守するよう指導していくものとする。

（２）処理施設等の整備

上記（１）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表３のとおり必要な施設整備、表４のとおりの計画支援等を行う。また、参考として現有施設の一覧を表５で示す。

表2 明石市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和5年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	
燃やせるごみ	焼却 （熱回収）	明石クリーンセンター焼却施設	
燃やせないごみ	埋立	明石市第2次最終処分場	
	リサイクル	明石クリーンセンター破碎選別施設	
		(売却)	
			缶・ビン・ペットボトル
			プラスチック資源
			紙・布類等
廃食用油			
小型家電			
粗大ごみ	埋立	明石市第2次最終処分場	
	リサイクル	(破碎可燃)明石クリーンセンター焼却施設	
		(売却)	

今 後（令和13年度）				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 （熱回収）	発電	焼却施設 （新ごみ処理施設）	(埋立)明石市第3次最終処分場 (埋立)大阪湾広域臨海環境整備センター セメント原料化委託
燃やせないごみ	埋立		明石市第2次最終処分場	
	リサイクル	破碎・選別	資源リサイクル施設（新ごみ処理施設）	(破碎可燃)焼却施設（新ごみ処理施設）
		選別		(売却)
		(売却)		
		缶・ビン・ペットボトル		
		プラスチック資源		
紙・布類等				
廃食用油				
小型家電				
粗大ごみ	埋立		明石市第2次最終処分場	
	リサイクル	破碎・選別	資源リサイクル施設（新ごみ処理施設）	(破碎可燃)焼却施設（新ごみ処理施設）
				(売却)

表３－Ａ　マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	1				
施設名称	新ごみ処理施設 (資源リサイクル施設)				
事業主体	明石市				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	既存施設の老朽化への 対応及びごみ処理中間 施設の定格能力の見直 しによる効率的な施設 運営を推進するため。				
施設種別	リサイクルセンター				
処理方式	破碎、選別				
処理能力(単位)	55(t/5h)以下				
事業期間	R8～R12				
竣工(事業完了)予定年月	R13.3				
設置予定地 ※検討中の場合は「未 定」	大久保町松陰1131ほ か				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管(循環交付金 等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項 目を記載すること	○				
国土強靱化地域計画 (計画の名称)	明石市強靱化地域計 画				
プラ要件化の 経過措置の適用	○				
プラ施設整備事業	○				
CO2削減率 ※改良事業の場合	－				
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場 合	－				
ストック対象物 ※ストックヤードを整備 する場合	①プラスチック成型品 ②ペットボトル成型品 ③缶 ④びん				
備考					

表3－B エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	2				
施設名称	新ごみ処理施設 (焼却施設)				
事業主体	明石市				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	既存施設の老朽化への 対応及びごみ処理中間 施設の定格能力の見直 しによる効率的な施設 運営を推進するため。				
施設種別	ごみ焼却施設（エネ ルギー回収あり）				
型式及び処理方式	ストーカ式				
処理能力（単位）	276（t/日）以下				
事業期間	R8～R12				
竣工（事業完了）予定年月	R13.3				
設置予定地 ※検討中の場合は「未 定」	大久保町松陰1131ほ か				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管（循環交付金 等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目 を記載すること	○				
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	明石市強靱化地域計 画				
プラ要件化の経過措置	○				
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある 場合	未定				
余熱利用の計画	未定				
外部供給における利活 用の概要	未定				
C02削減率 ※改良事業の場合	－				
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整 備する場合	－				
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を 整備する場合	－				
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を 整備する場合	－				
備考					

エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画1人1日平均排出量 (g)	621g				
計画収集人口 (人)	308,643人				
計画直接搬入量 (t/日)	10.11t				
計画年間日平均処理量 (t/日)	202t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模 (計画1人1日平均排出量×計画収集人口 +計画直接搬入量)÷実稼働率	254t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	○				
災害廃棄物処理量 (見込み%)	10%				
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	279t/日	t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合	②施設規模算定通知3工を適用				
備考					

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①				
関連する本体事業の番号	1,2				
事業名	施設整備に関する計画支援事業				
事業主体	明石市				
事業目的	マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事のため				
事業概要	発注仕様書作成 事業者選定				
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
プラ要件の経過措置	○				
プラ施設整備事業	○				
備考					

表5 現有施設一覧

施設種別	焼却施設	焼却施設	リサイクルセンター	最終処分場	最終処分場
施設名	大久保清掃工場	明石クリーンセンター 焼却施設	明石クリーンセンター 破碎選別施設	明石市第2次最終処分場	明石市第3次最終処分場
施設所有主体	明石市	明石市	明石市	明石市	明石市
型式及び処理方式	連続燃焼式	連続燃焼式	破碎・選別	サンドイッチ方式 準好気性埋立	セル方式 準好気性埋立
処理能力（単位）	450（t/日）	480（t/日）	92（t/5h）	1,192,000（m ³ ）	420,000（m ³ ）
エネルギー回収の有無	無	有	—	—	—
竣工年月	S52.4	H11.4	H11.4	S58.12	H19.3
廃止又は休止（予定）年月	R7.7	R13.3	R13.3	未定	未定
施設所在地	大久保町松陰1148	大久保町松陰1131	大久保町松陰1131	大久保町松陰地内	大久保町松陰地内
想定される浸水深	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m
浸水対策					
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件	跡地利用の解体				
廃焼却施設解体事業 着手（予定）年月 完了（予定）年月	R7.7				
	R9.12				
関連する新設事業番号 ※表3の事業番号	1				
備考					

6 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

明石市一般廃棄物処理基本計画 P91～P94の基本施策1～5のとおり。

※添付資料5 明石市一般廃棄物処理基本計画(抜粋)参照

イ プラスチック資源に関する施策内容

明石市一般廃棄物処理基本計画 P91 基本施策1(3)、P93 基本施策3(12)のとおり。

※添付資料5 明石市一般廃棄物処理基本計画(抜粋)参照

ウ ごみ処理手数料有料化の実施内容

明石市一般廃棄物処理基本計画 P91 基本施策1(5)のとおり。

※添付資料5 明石市一般廃棄物処理基本計画(抜粋)参照

エ リチウム蓄電池に関する対策

明石市一般廃棄物処理基本計画 P94 基本施策6(22)(25)(26)のとおり。

※添付資料5 明石市一般廃棄物処理基本計画(抜粋)参照

オ 事業系ごみに関する施策内容

明石市一般廃棄物処理基本計画 P92 基本施策2のとおり。

※添付資料5 明石市一般廃棄物処理基本計画(抜粋)参照

カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成31年3月に策定した明石市災害廃棄物処理計画を踏まえ、迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備するとともに、災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を進めていく。

さらに、災害時の自己及び広域処理に対応できる処理施設の確保も必要となるため「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を進めていく。

7 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び兵庫県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

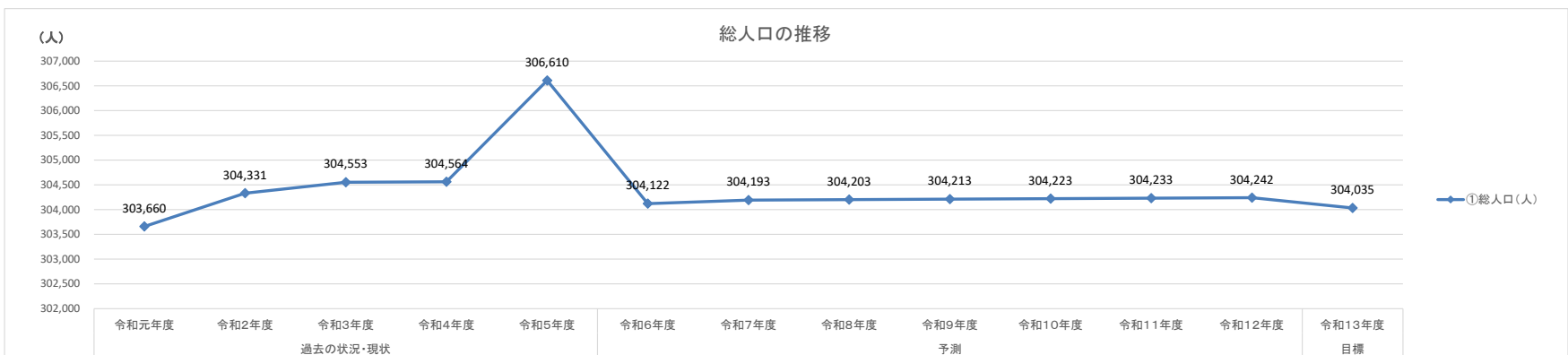
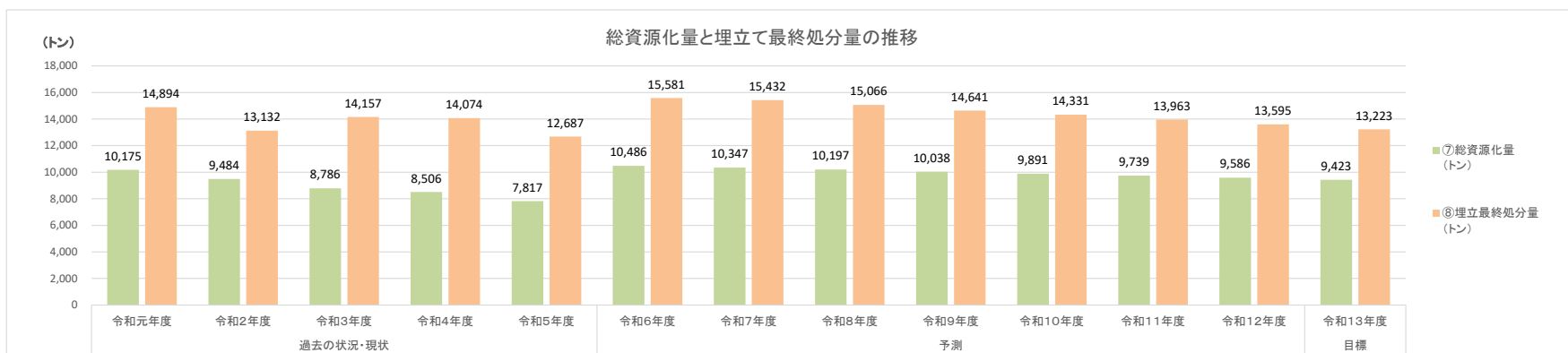
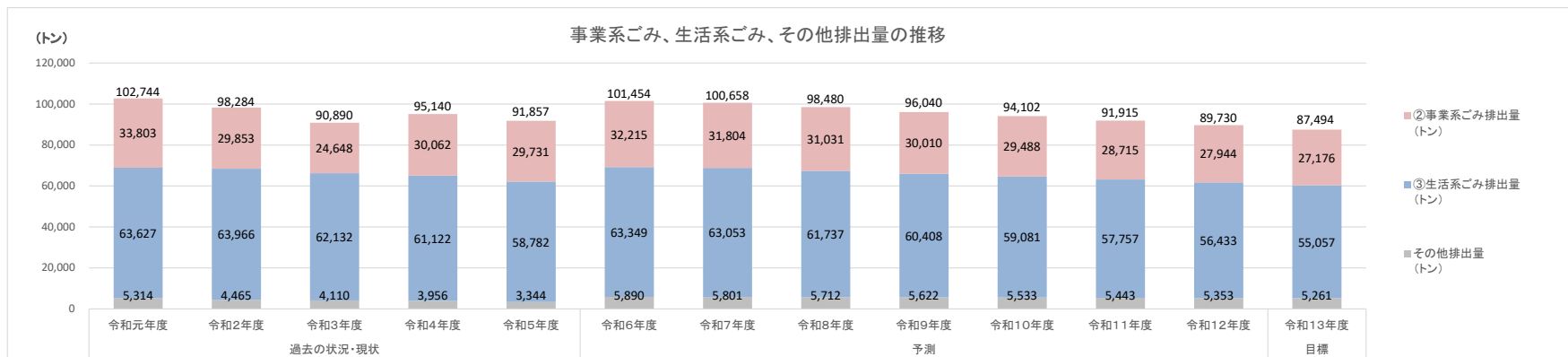
総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

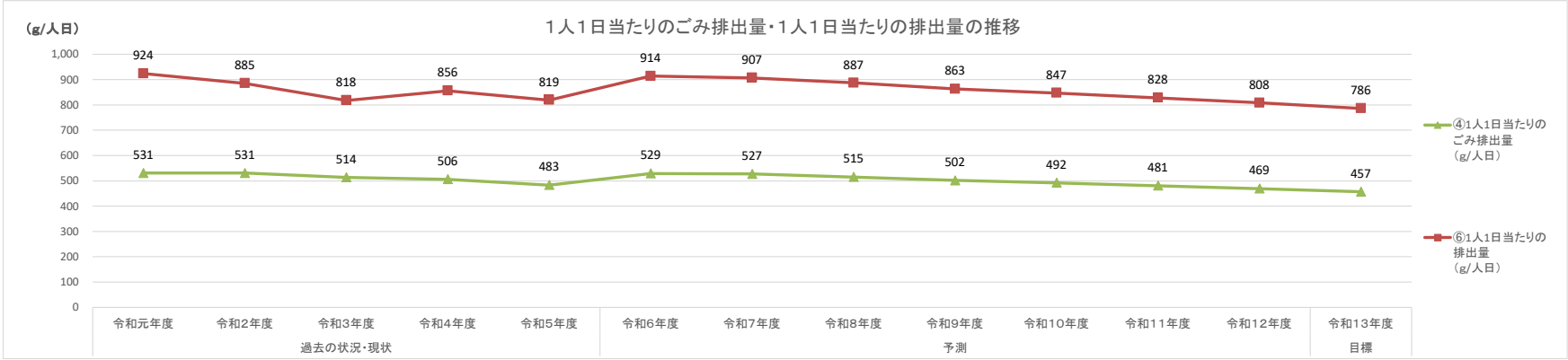
事業種別 施設名称等	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間		交付金交付 期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）								備考
			単位		開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
マテリアルリサイクル推進等のための整備事業									14,987,034	14,987,034	12,523,040	12,523,040	477,214	1,205,947	879,425	855,987	3,427,996	5,676,471	
リサイクルセンター	1	明石市	55	t/5h	R8	R12	R8	R12	12,131,402	12,131,402	10,033,916	10,033,916	0	0	73,462	855,987	3,427,996	5,676,471	全体事業期間：R8～R12
廃焼却施設解体	1	明石市			R7	R9	R7	R9	2,855,632	2,855,632	2,489,124	2,489,124	477,214	1,205,947	805,963	0	0	0	全体事業期間：R7～R9
エネルギー回収等のための整備事業									37,443,546	37,443,546	28,148,697	28,148,697	0	0	133,270	1,319,832	7,440,458	19,255,137	
ごみ焼却施設	2	明石市	276	t/日	R8	R12	R8	R12	37,443,546	37,443,546	28,148,697	28,148,697	0	0	133,270	1,319,832	7,440,458	19,255,137	全体事業期間：R8～R12
計画支援事業等									148,391	9,919	111,300	7,138	7,138	0	0	0	0	0	
事業番号1,2のための計画支援	①	明石市			R7	R7	R7	R7	148,391	9,919	111,300	7,138	7,138	0	0	0	0	0	全体事業期間：H30～R7
合計									52,578,971	52,440,499	40,783,037	40,678,875	484,352	1,205,947	1,012,695	2,175,819	10,868,454	24,931,608	

添付資料 1

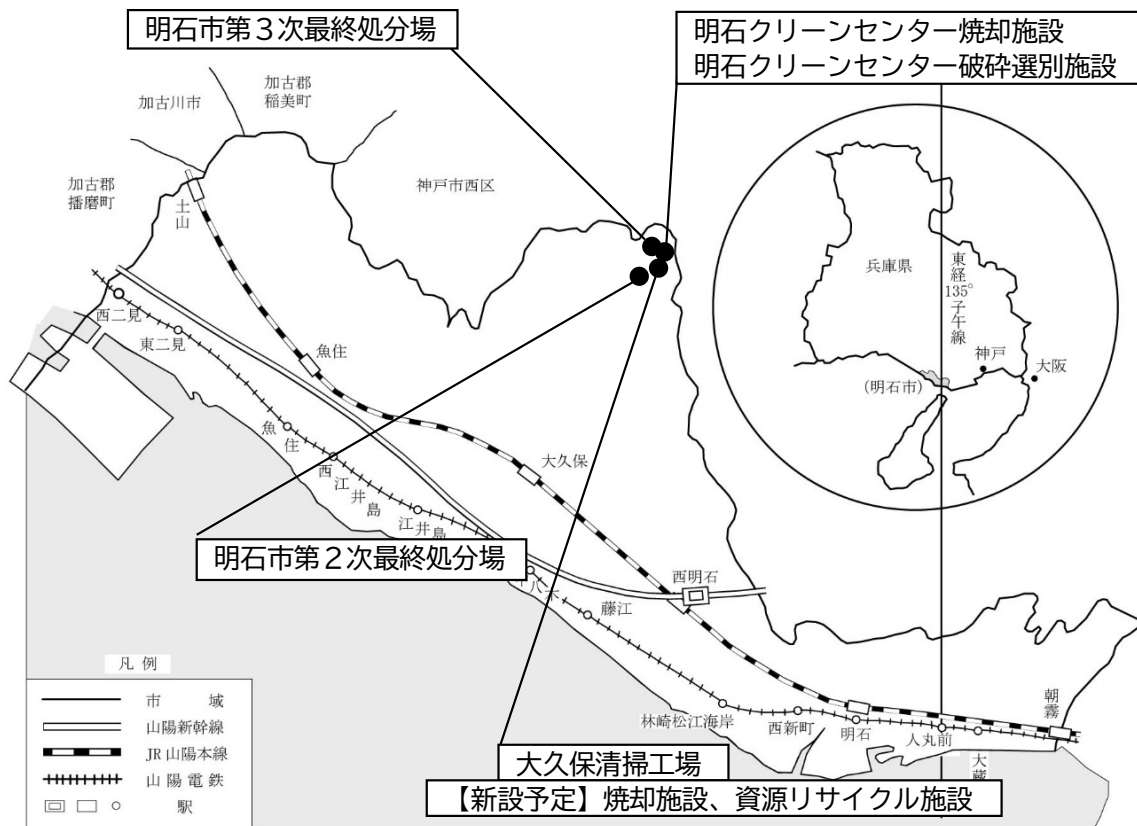
一般廃棄物の処理の実績と予測

指標・単位	過去の状況・現状					予測							目標
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度
①総人口（人）	303,660	304,331	304,553	304,564	306,610	304,122	304,193	304,203	304,213	304,223	304,233	304,242	304,035
②事業系ごみ排出量（トン）	33,803	29,853	24,648	30,062	29,731	32,215	31,804	31,031	30,010	29,488	28,715	27,944	27,176
③生活系ごみ排出量（トン）	63,627	63,966	62,132	61,122	58,782	63,349	63,053	61,737	60,408	59,081	57,757	56,433	55,057
④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	531	531	514	506	483	529	527	515	502	492	481	469	457
その他排出量（トン）	5,314	4,465	4,110	3,956	3,344	5,890	5,801	5,712	5,622	5,533	5,443	5,353	5,261
⑤総排出量（トン）	102,744	98,284	90,890	95,140	91,857	101,454	100,658	98,480	96,040	94,102	91,915	89,730	87,494
⑥1人1日当たり の排出量（g/人日）	924	885	818	856	819	914	907	887	863	847	828	808	786
⑦総資源化量（トン）	10,175	9,484	8,786	8,506	7,817	10,486	10,347	10,197	10,038	9,891	9,739	9,586	9,423
⑧埋立最終処分量（トン）	14,894	13,132	14,157	14,074	12,687	15,581	15,432	15,066	14,641	14,331	13,963	13,595	13,223
生活系ごみ排出量 のうち資源化量（トン）	4,644	5,005	5,022	4,895	4,541	4,608	4,565	4,523	4,468	4,416	4,365	4,314	4,246
年間日数（日）	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366





ごみ処理施設位置図（現況及び予定）



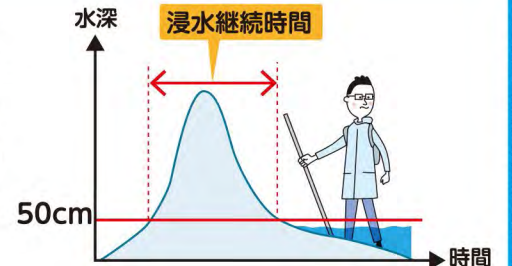


添付資料3 明石市ハザードマップ

現施設及び新施設位置

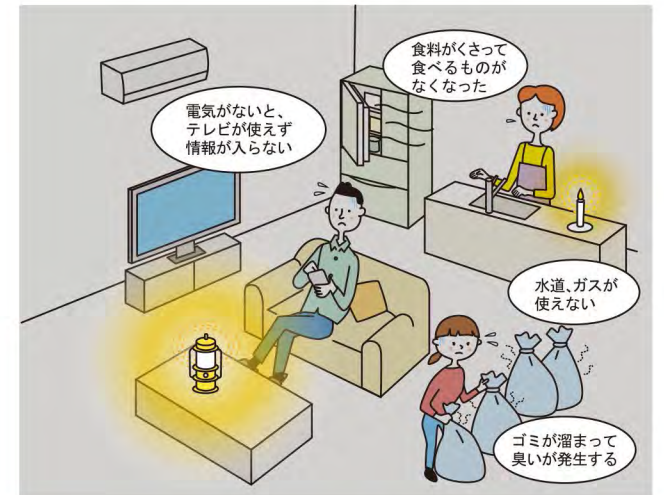
浸水継続時間とは

浸水継続時間とは、屋外への避難が困難となる「浸水の深さが50cm以上になってから50cmを下回るまでの時間」を示したものです。



浸水継続時間が長い地域では

ひとたび洪水が発生してから、水が引くまでの時間は、降雨量や地形などによって異なります。
浸水継続時間が長い地域では、立退き避難を行わなかった場合、ライフラインが絶たれることなどにより避難生活が困難となるおそれがあります。



【浸水継続時間図】

浸水継続時間図は、下記の河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域を重ね合わせ、各地の最大の浸水継続時間をとること、最大のリスクを示したものです。

河川名	想定最大規模降雨* 雨量条件
朝霧川	朝霧川流域の12時間流域平均総雨量817mm
明石川	明石川流域の4時間流域平均総雨量241mm
谷八木川	谷八木川流域の12時間流域平均総雨量551mm
赤根川	赤根川流域の12時間流域平均総雨量551mm
瀬戸川	瀬戸川流域の12時間流域平均総雨量551mm
喜瀬川	喜瀬川流域の12時間流域平均総雨量551mm

※おおむね1000年に1度(1年の間に発生する確率が1/1000程度)の降雨

凡例

浸水継続時間(浸水深50cm以上)

- 24時間(1日)～72時間(3日)未満の区域
- 12時間～24時間(1日)未満の区域
- 12時間未満の区域

(2) 風水害(洪水)

③ 魚住、大久保地域

- 避難場所 避難所(公共施設等) 消防 主な病院 アンダーパス・地下道
指定避難所(小・中学校等) 福祉避難所 警察 水位観測所 ため池

QRコードを読み取り、避難場所や、川の水位を確認しましょう。

明石市の避難場所を
確認するには。



赤根川の水位を
確認するには。



【洪水浸水想定区域】

洪水浸水想定区域は、下記の河川の想定最大規模降雨による
浸水想定区域を重ね合わせたものです。

河川名	想定最大規模降雨* 雨量条件
朝霧川	朝霧川流域の12時間流域平均総雨量817mm
明石川	明石川流域の4時間流域平均総雨量241mm
谷八木川	谷八木川流域の12時間流域平均総雨量551mm
赤根川	赤根川流域の12時間流域平均総雨量551mm
瀬戸川	瀬戸川流域の12時間流域平均総雨量551mm
喜瀬川	喜瀬川流域の12時間流域平均総雨量551mm

*おおむね1000年に1度(1年の間に発生する確率が1/1000程度)の降雨

現施設及び新施設位置

凡例

洪水浸水想定区域・最大浸水深	
5.0~10.0m未満	
3.0~5.0m未満	
0.5~3.0m未満	
0.5m未満	

- 家屋倒壊等
氾濫想定区域
土砂災害警戒区域

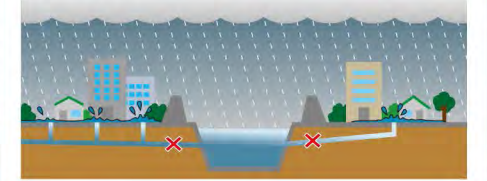
洪水(外水氾濫)

洪水(外水氾濫)は、河川の水位が
上昇し、堤防を越えたり破堤する等
して、堤防から水があふれ出ること
です。



内水氾濫

内水氾濫は、水路や下水道などの
排水能力を超える雨が降ったときや、
河川や海の水位が高くなったときに、
雨水を排水できなくなり、浸水する
ことです。



ため池の決壊

大雨による漏水や越水、または地
震によって堤防が破壊されること
です。



谷八木川の水位を
確認するには。

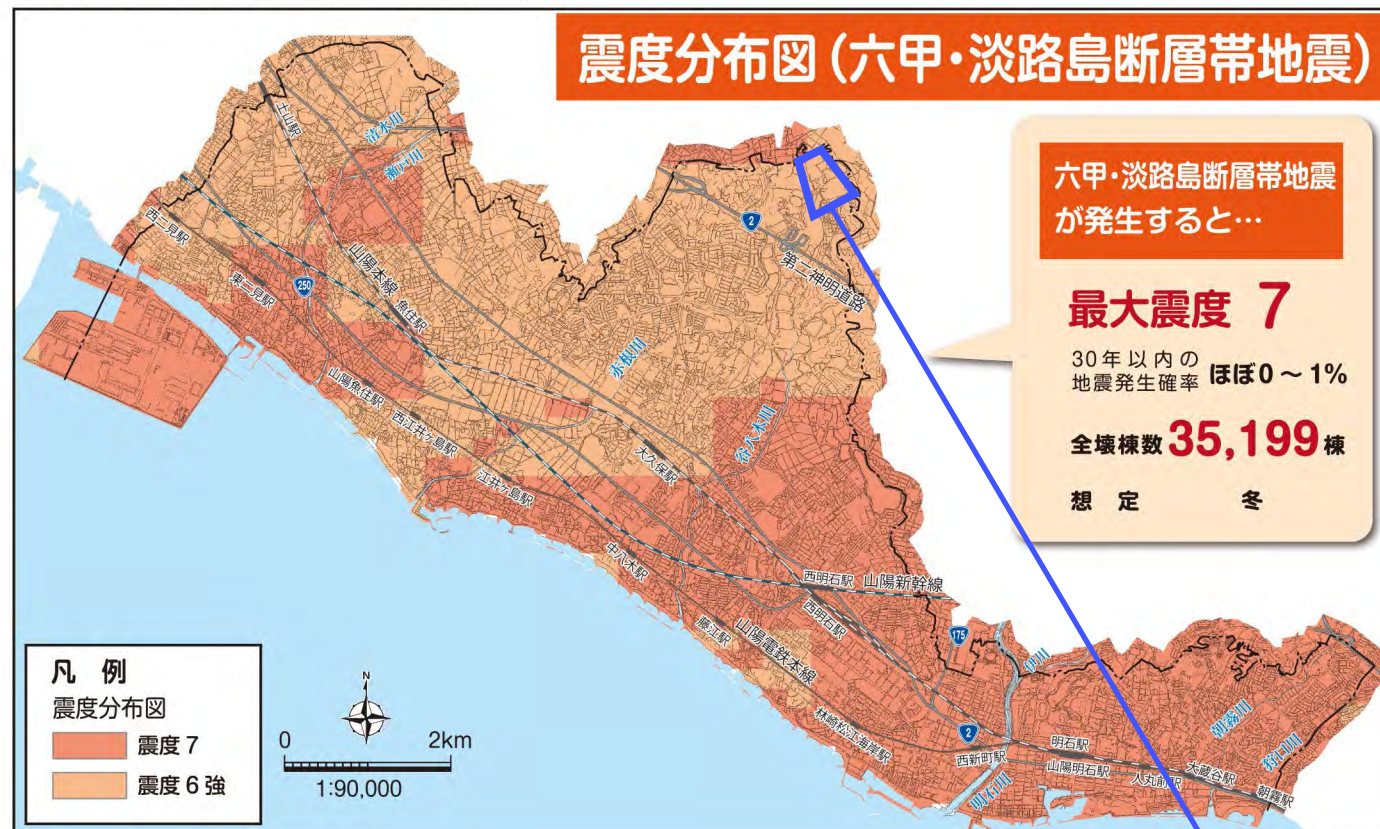


(1) 市に大きな影響を及ぼす地震

【六甲・淡路島断層帯地震】

六甲・淡路島断層帯地震（六甲山南縁-淡路島東岸）を震源とする地震が発生した時に想定される震度、液状化危険度を一辺が約250mメッシュで示したものです。

（兵庫県地震被害想定（内陸型活断層） 平成21～22年）



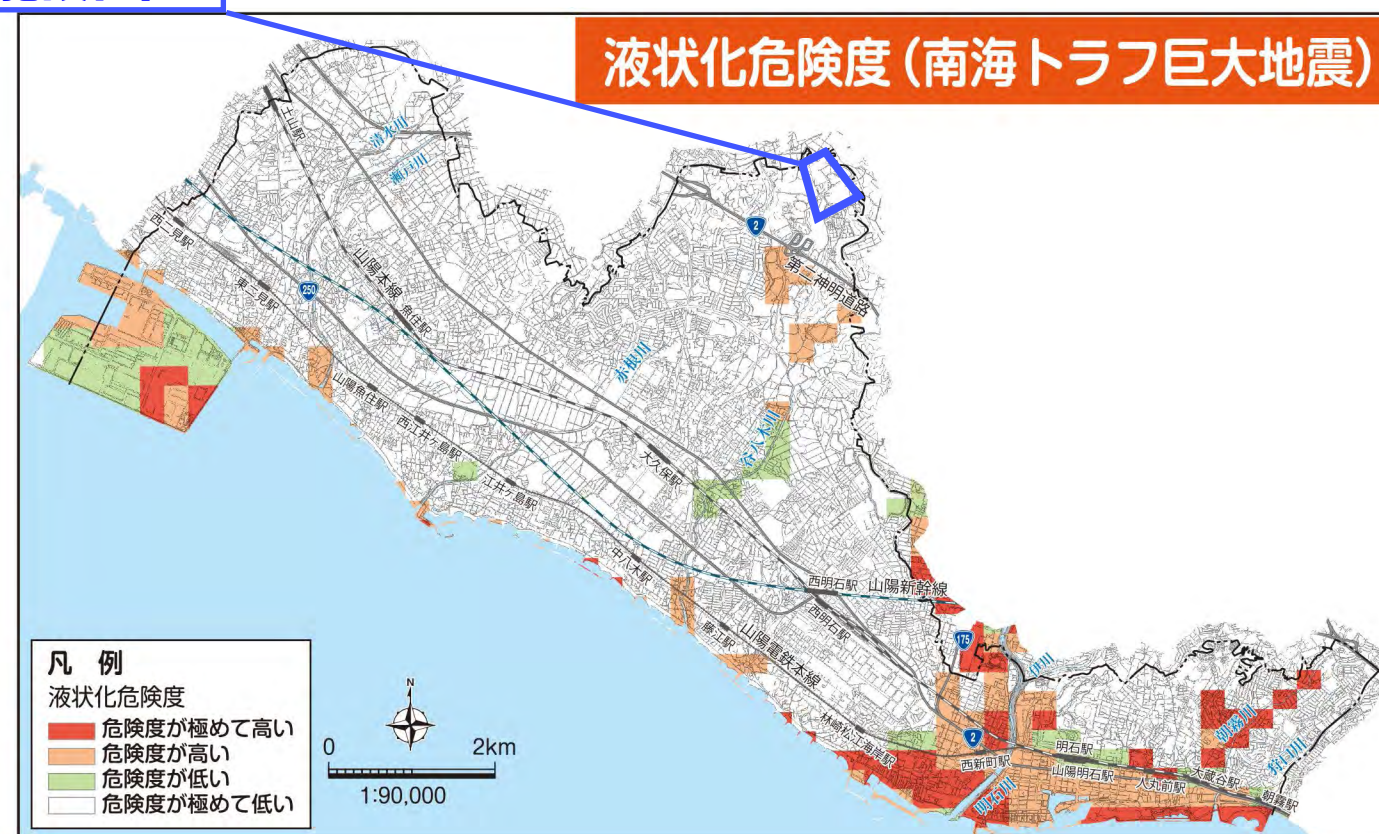
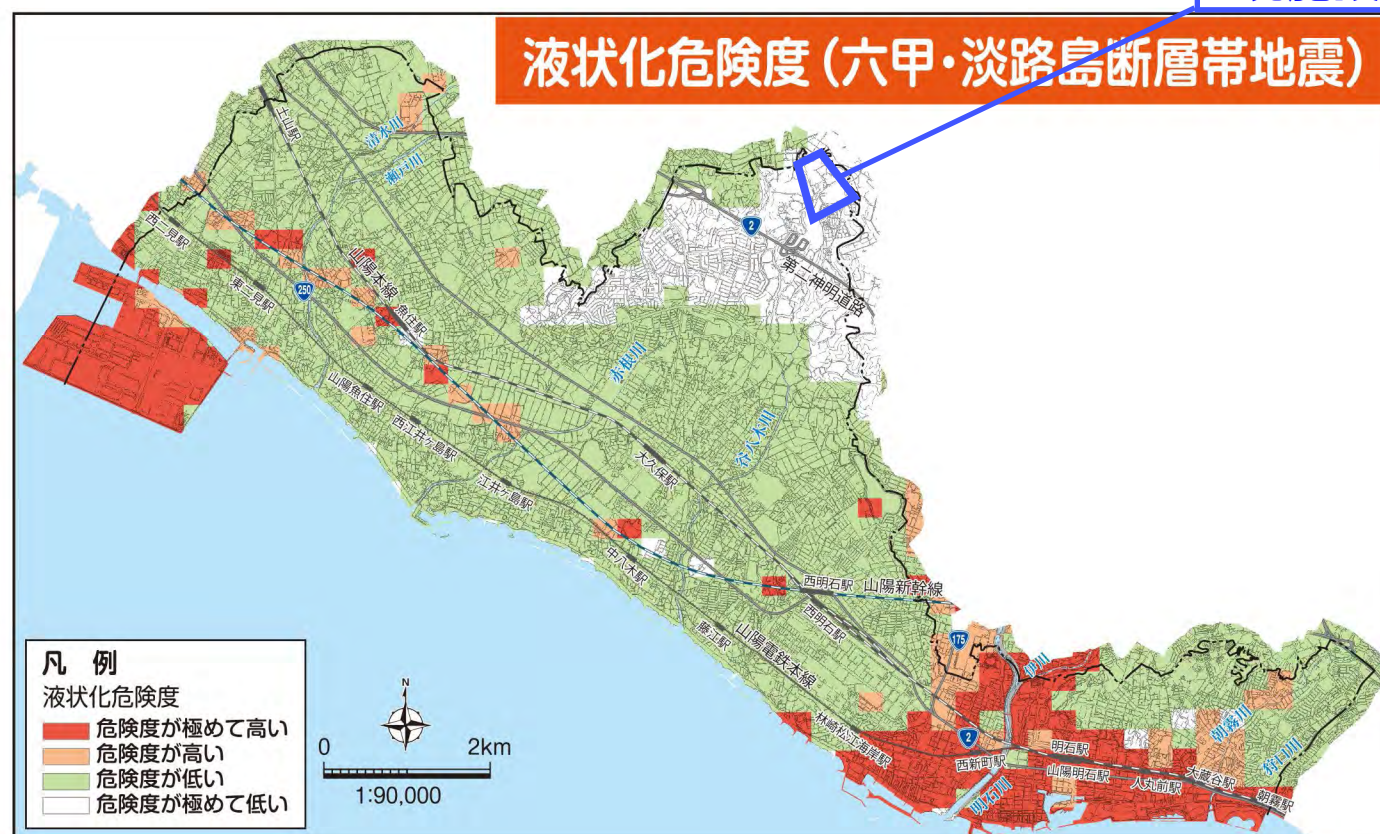
【南海トラフ巨大地震】

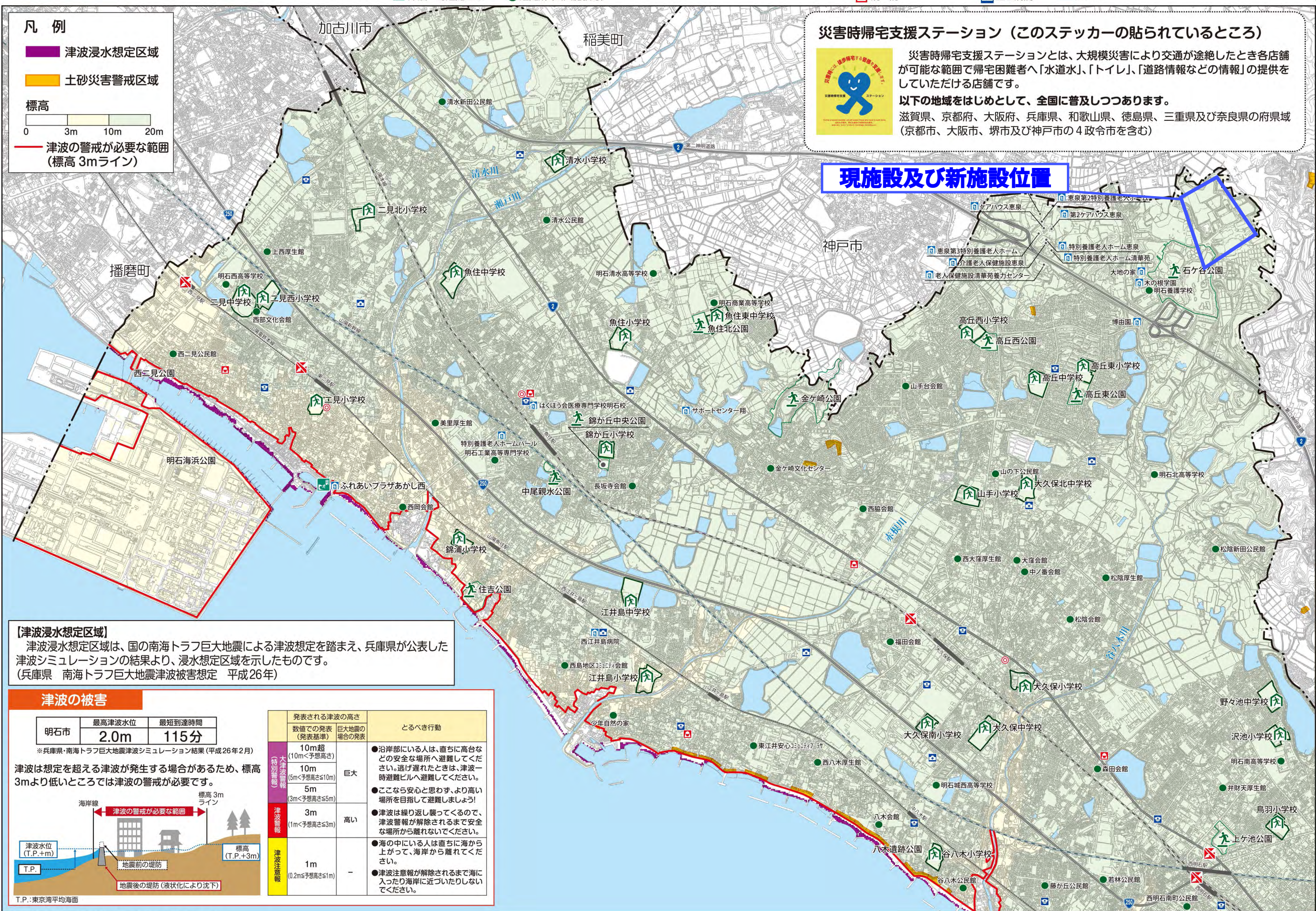
南海トラフを震源とする巨大地震が発生した時に想定される震度、液状化危険度を一辺が約250mメッシュで示したものです。

（兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定 平成26年）



現施設及び新施設位置





【津波浸水想定区域】
津波浸水想定区域は、国の南海トラフ巨大地震による津波想定を踏まえ、兵庫県が公表した津波シミュレーションの結果より、浸水想定区域を示したものです。
(兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定 平成26年)

津波の被害

明石市	最高津波水位	最短到達時間
	2.0m	115分

※兵庫県・南海トラフ巨大地震津波シミュレーション結果(平成26年2月)

津波は想定を超える津波が発生する場合があるため、標高3mより低いところでは津波の警戒が必要です。

T.P.: 東京湾平均海面

発表される津波の高さ		とるべき行動
数値での発表(発表基準)	巨大地震の場合の発表	
10m超 (10m<予想高さ)	巨大	●沿岸部にいる人は、直ちに高台などの安全な場所へ避難してください。逃げ遅れたときは、津波一時避難ビルへ避難してください。
10m (5m<予想高さ≤10m)		
5m (3m<予想高さ≤5m)		
3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	●ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう!
1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	-	●津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		●海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。
		●津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

あかし安全のまちづくり計画

(明石市強靱化地域計画)

令和2年6月
(令和5年9月一部改訂)
明石市

第1章	計画策定の趣旨・位置付け	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の位置付け	2
3	計画期間	2
4	あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の関係	3
第2章	強靱化の基本的考え方	4
1	計画策定の基本方針	4
2	強靱化の目標	4
(1)	基本目標	4
(2)	事前に備えるべき目標	4
第3章	対象とする災害	6
1	明石市の概況	6
(1)	位置及び面積	6
(2)	地勢	6
(3)	降水量	6
(4)	人口	6
(5)	主要な災害履歴	6
2	対象とする自然災害	8
第4章	強靱化の現状と課題(脆弱性評価)	10
1	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	10
2	脆弱性の評価	13
第5章	推進すべき施策の方針	37
1	リスクシナリオごとの施策の方針	37
2	重点化する施策	69
第6章	計画の推進	71
1	計画の推進体制	71
2	計画の進捗管理	71
3	計画の見直し	71

別表 強靱化関連事業(補助金・交付金関係分)

※「別表 強靱化関連事業（補助金・交付金関係分）」該当箇所抜粋

学校施設環境改善関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019～ 2023)	後期 (2024～ 2028)
1	小中学校	明石市内小中学校	学校施設の防災機能強化、老朽対策の推進	●	

社会福祉施設等整備

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019～ 2023)	後期 (2024～ 2028)
1	障害者施設等	明石市内	障害者施設等の耐震化整備、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備の整備等	●	●
2	高齢者施設等	明石市内	高齢者施設等の耐震化整備、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備の整備等	●	●

消防防災施設整備、緊急消防援助隊設備整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019～ 2023)	後期 (2024～ 2028)
1	高機能総合指令センター整備	—	消防防災施設等の整備	●	
2	救急自動車更新他	—	緊急消防援助隊の設備整備	●	●

ごみ処理施設整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019～ 2023)	後期 (2024～ 2028)
1	新ごみ処理施設整備に関する計画支援	明石クリーンセンター	新ごみ処理施設整備のために必要な、基本設計・事業者選定支援等の計画支援事業	●	●
2	新ごみ処理施設整備	明石クリーンセンター	・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 ・マテリアルリサイクル推進施設整備事業		●

明石市一般廃棄物処理基本計画

～みんなでつくる循環型のまち・あかし～

令和 6(2024)年 1 月

明石市

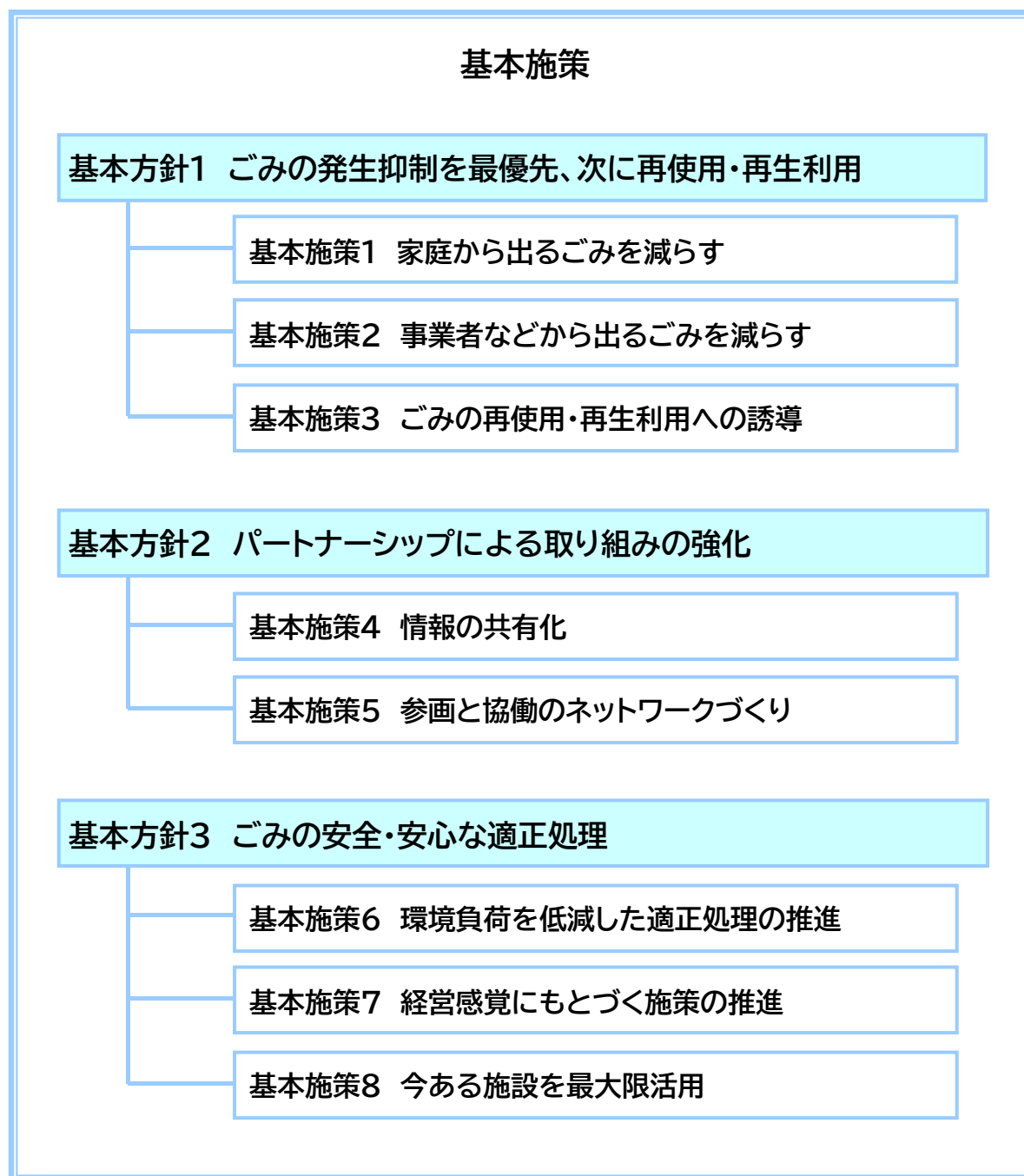
3 ごみ処理基本施策

3-1. 基本施策

(1)基本方針及び基本施策

基本理念の実現を図るため、本市が取り組む施策の主軸となるものを基本施策とし、3つの基本方針に対して8つの基本施策を設定します。

さらに、基本施策に関する具体的な取り組み内容として、推進項目を定め、各施策の展開を図ることとします。



(2) 施策の体系図

本計画における新たな施策の体系図を図 4-18 に示します。



図4-18 施策の体系図

3-2. 推進項目

基本施策に関する具体的な取り組み内容として、以下の推進項目(32項目)を設定します。

基本施策1 家庭から出るごみを減らす

(1)2R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

- ・環境に配慮した行動を市民や事業者に浸透させる。
- ・グリーンコンシューマー(緑の消費者)運動を推進する。

(2)生ごみの減量化と食品ロスの削減

- ・生ごみの水切りの推進と堆肥化の普及啓発をする。
- ・『もったいない』を意識した行動を推進する。
- ・食品ロスを削減するための方策について普及啓発を図る。
- ・環境に配慮した「買い物」、「料理」を行うエコクッキングについて関係機関と連携し推進する。

(3)プラスチックごみの減量

- ・使い捨てプラスチックの使用の削減に向けた啓発を行う。
- ・マイバッグ、マイボトル等の利用を促進する。
- ・海洋プラスチック等のプラスチック問題に関する意識を向上させる。

(4)家庭系指定袋制の導入と分別区分

- ・近隣他都市の状況等を調査するとともに、袋の仕様について検討を進める。
- ・指定袋の実施に合わせて名称変更するとともに、分別区分についても検討する。
- ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。

(5)家庭系ごみの有料化導入検討及び処理手数料の適正化

- ・更なるごみの減量化やごみ処理経費の負担の公平化などが必要となる場合は、近隣他都市の状況も勘案し有料化導入について検討する。
- ・処理原価及び近隣市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適時・適切に実施する。

基本施策2 事業者などから出るごみを減らす

(6)事業系指定袋制の導入

- ・指定袋による排出へと排出方法の変更に取り組み、ごみの排出抑制、不適正排出の防止を図る。
- ・一般廃棄物処理業許可業者へ説明を十分に行い、制度の導入が円滑に進むよう配慮する。
- ・指定袋へのバイオプラスチック等の導入を検討する。

(7)事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導

- ・大規模な建築物の所有者等に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求める。
- ・必要に応じて事業者への立入検査を行い、ごみの適正排出や減量化に向けた指導等の取り組みを実施する。
- ・事業者における生ごみの資源化(食品リサイクル)に向けた自主的な取り組みを促進する。

(8)事業系ごみ処理マニュアルの作成

- ・事業系ごみの処理マニュアルを作成し、事業活動によって発生したごみの適正処理を図り、引き続き廃棄物等の3Rの取り組みにより事業系ごみの減量を推進する。

(9)事業系ごみ処理手数料の適正化

- ・処理原価及び近隣他都市との料金バランスを図るため、搬入手数料の適正化を適時・適切に実施する。

基本施策3 ごみの再使用・再生利用への誘導

(10)再使用・再生利用の推進

- ・家具の再使用を推進する。(リサイクル家具)
- ・市民が気軽に参加できる取り組み(リサイクル図書の無料提供)を継続する。
- ・小型家電及び廃食用油の再生利用を推進する。
- ・再使用や再生利用の取り組みについて、他都市及び民間技術の動向を調査しながら、効果的な事業について検討する。

(11) 集団回収の拡充と活動団体の育成

- ・地域のリーダーの育成や支援体制を充実させ、地域のコミュニティやネットワークの強化を図り、地域での取り組みの活性化を促す。
- ・地域の活動団体を支援するため実施団体の登録・相談、助成金の交付、回収業者への協力等を行う。
- ・優秀な団体に対し、その功績を称え表彰する。
- ・集団回収の実施・未実施地域など現状把握に努め、市内の未実施地域の解消を目指す。

(12) 資源化の推進

- ・資源化可能な紙類がリサイクルルートへ適正に排出されるよう、分かりやすい情報発信に努める。
- ・雑がみの分別に関する情報発信を強化する。
- ・プラスチック類等の再資源化に向け、新ごみ処理施設の稼働にあわせた分別方法の見直しを行うこととし、処理方式、分別収集方法等について検討する。

(13) 公共施設での取り組み

- ・グリーン購入(環境への負荷が出来るだけ少ない製品やサービスを選ぶ)など、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。
- ・施設見学や小学校の社会見学など環境教育を推進する。
- ・庁内で発生する古紙のリサイクルを推進する。
- ・学校給食のリサイクルを推進する。
- ・公園・街路樹等の剪定枝の有効利用を検討する。

基本施策4 情報の共有化

(14) ごみ処理実績等の積極的公開

- ・本計画の目標値の周知徹底、達成状況や進捗状況の情報発信により、一人ひとりが目標意識をもってごみの減量やリサイクルに取り組めるように努める。
- ・ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報媒体の特性を活かしながら、効果的な情報を発信する。

(15) 実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫

- ・市民や事業者にとってわかりやすい広報・啓発の工夫に努める。
- ・若者や高齢者、外国人、中小規模の事業者などこれまで情報が届きにくかった人々に対して、積極的な情報発信に努める。

(16)市民・事業者の取り組み事例の取得や情報提供

- ・ごみの分別及び再生利用の先進事例等について継続的な情報収集に努め、家庭や事業者で実践している効果的な取り組みについて情報を発信する。

基本施策5 参画と協働のネットワークづくり

(17)ごみ減量推進員等の活動支援

- ・市民とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するための活動支援を行う。
- ・市民の理解を得つつ多角的な啓発促進事業の展開を目指す。

(18)環境学習の推進

- ・施設見学、環境講座、各種イベントの実施など、さまざまな環境学習の機会を提供し、ごみの適正処理に必要な知識や見識を深め、循環型社会の構築を推進する。

(19)一般廃棄物収集運搬許可業者との連携

- ・許可業者を通じて事業系ごみの適正排出に向けた助言・指導を行う。
- ・事業系ごみの減量・資源化の推進を図るため、情報交換など連携強化に努める。

(20)市内事業者との連携

- ・食品ロスやプラスチック類等、ごみの減量やリサイクルに向けた取り組みを行う事業者について幅広く情報収集するとともに支援を検討する。

(21)協働のための仕組みづくり

- ・市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の発生抑制等に取り組める仕組みを検討する。

基本施策6 環境負荷を低減した適正処理の推進

(22)分別排出の徹底と啓発の強化

- ・市民や転入者に対するごみハンドブックやごみ分別カレンダーの配布を行う。
- ・ごみステーションにおいてシールによる警告・注意喚起を行うなど、ごみの出し方や分別ルールの徹底を図る。

(23)不法投棄対策の強化

- ・家電リサイクル法に係る家電製品だけでなく、それ以外の不法投棄に対する取り組みについても関係機関(国・県・警察等)との連携強化を図る。
- ・市民、事業者と連携した不法投棄の発見と通報及び防止活動の普及啓発に努める。

(24)ごみ収集運搬車両の低公害車の導入

- ・収集運搬車両の形態及び台数について継続して見直しを行う。
- ・老朽化等による車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図る。

(25)蛍光管等の有害物質を含むごみの回収

- ・焼却炉停止の原因となる水銀、ごみ収集運搬車両や中間処理施設の火災の原因となるカセットボンベやリチウムイオン電池等の危険物や有害物質のごみへの混入を防止するため、これらの危険性や適切な処理方法について周知・啓発を行い、適正処理を推進する。

(26)搬入物展開検査と指導

- ・処理困難物の搬入防止や分別状況を把握するため、ごみの適正な搬入検査と指導を行う。

(27)災害廃棄物への対応

- ・迅速かつ的確に対応していくため、平時から災害廃棄物処理体制を整備する。
- ・平時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行う。

基本施策7 経営感覚にもとづく施策の推進

(28)ごみ処理経費の抑制等

- ・安全性や環境への影響を十分に考慮しつつ、ごみ処理体制及び業務の委託について効率化を図り、経費の抑制等に努める。

(29)ごみ処理事業における行政サービスの向上

- ・超高齢化社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、ごみに関する施策の効果や課題・留意点等の確認・検討等を行い、市民に対する行政サービスの向上に努める。

(30)広域的連携の強化

- ・周辺自治体と協力し、ごみ減量やリサイクルに関する取り組みを効果的・効率的に行う。
- ・災害時の自己及び広域処理に対応できる処理施設の確保も必要となるため「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、他自治体や関係団体との総合的な支援連携を進める。